

報道関係者 各位

平成29年10月30日 発表	
担 当	三重労働局 監督課長 瀨瀬 研次 主任監察監督官 清水 充 TEL (059) 226-2106

**「過労死等防止啓発月間」(11月)において
「過重労働解消キャンペーン」を実施**

～労働局長による職場訪問、重点監督の実施などを実施～

過労死等防止対策推進法(平成26年11月施行)では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

また、三重労働局では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、同月間において「過重労働解消キャンペーン」を展開し、以下の取組を行います。

※「過労死等」とは、①業務における過重な負荷による脳・心臓疾患を原因とする死亡、②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡、③これらの疾患のことです。

1 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

局長が管内の主要企業の本社を訪問し、当該企業が長時間労働の削減等働き方改革に向けて積極的に取り組んでいる状況について労働者と意見交換し、その様子を報道機関を通じて広く紹介することにより、管内全体の過重労働解消等に向けた気運の醸成を図ることとしています。

実施日時：11月14日(火)午後1時30分から1時間(取材可能)

訪問先：一般財団法人食品分析開発センター ^サ^ナ^テ^ツ^ク S U N A T E C
(四日市市赤堀新町9番5号)

なお、詳細は、別紙のとおりです。

2 労使の主体的な取組を促します

三重労働局（局長 林 雅彦）は、当該キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組等に関する協力要請を行いました。

（協力を要請した使用者団体等）

日本労働組合総連合会三重県連合会	三重県経営者協会
三重県商工会議所連合会	三重県商工会連合会
三重県中小企業団体中央会	一般社団法人三重県トラック協会
公益社団法人三重県バス協会	一般社団法人三重県タクシー協会
三重県社会保険労務士会	一般社団法人三重県建設業協会
一般社団法人三重労働基準協会連合会	

3 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業など過重労働が懸念される事業場への重点監督を実施します。

4 周知・啓発を実施します

(1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

日時 11月30日（木）18:00～20:00
場所 四日市商工会議所（四日市市諏訪町2-5）

(2) 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。

日時 11月10日（金）14:00～16:30
場所 三重県教育文化会館（津市桜橋2-142）

(3) 使用者等へのリーフレットの配布、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く周知を図ります

※ 過重労働解消に係る相談や情報提供を三重労働局及び労働基準監督署の閉庁時間後も受け付けています。

「労働条件相談ほっとライン」【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ ろうどう

0120-811-610

（月～金 17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

三重労働局（局長 林雅彦）は、11月の「過重労働解消キャンペーン」月間の取組として、局長自らが長時間労働の削減等働き方改革に向けて積極的に取り組んでいる管内のベストプラクティス企業の本社を訪問し、当該企業の取組内容について、実際に取り組んだ経験のある従業員等と意見交換し、その様子を広く報道機関を通じて紹介していただくことにより、管内全体の過重労働解消等に向けた気運の醸成を図ることを目的とした職場訪問を実施します。

訪問日時：11月14日（火）

午後1時30分から午後2時30分まで（取材可能）

訪問先：一般財団法人 食品分析開発センター ^サ^ナ^テ^{ック}
SUNATEC
（四日市市赤堀新町9番5号）

〔 主な内容 〕

次のような活動、取組について説明を受けるとともに、これを利用した従業員の皆さんと局長との意見交換を行います。

（各項目の詳しい取組内容については、当日ご紹介させていただきます。）

- 1 働き方改革による定量的な変化
長時間労働の削減、長時間労働解消に向けた労使それぞれの立場からの取組状況
- 2 残業しなくてもよい職場環境づくり
 - （1）業務管理表（大画面、タッチパネル）による情報共有
 - （2）会議のペーパーレス化
 - （3）SPS（sunatec production system）
 - （4）5S・改善活動
 - （5）SUNATEC 12個のムダの解消
- 3 ワークライフバランス
 - （1）ストック休暇
 - （2）リフレッシュ休暇
 - （3）在宅勤務
- 4 長くいきいきと働き続けられる職場
 - （1）職群転換
 - （2）ジョブリターン
 - （3）託児所

[参考資料]

昨年度 1 年間に実施した「長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止」に係る重点監督結果

[平成 28 年度、三重で 653 事業場に重点監督を実施し、このうち 388 事業場（全体の 59.4%）で労働基準関係法令違反あり。]

各種情報から時間外・休日労働時間数が 1 か月当たり 80 時間を超えている疑いがある事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して監督指導を行い、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の徹底を指導した。

平成 28 年度における総監督実施事業場数は 2, 673 件で、そのうち、長時間労働の抑制等を重点とした監督指導の実施状況は以下のとおりである。

1 法違反の状況

監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反事業場数 (違反率)	違反状況（違反率）		
		労働時間	賃金不払残業	健康障害防止
653 (100.0%)	388 (59.4%)	216 (33.1%)	12 (1.8%)	66 (10.1%)

2 重点監督において把握した実態（時間外・休日労働時間が最長の者の実績）

違法な時間 外・休日労働 があった 事業場数	1 月当たり 45H 以下	1 月当たり 45H 超～ 80H 以下	1 月当たり 80H 超～ 100H 以下	1 月当たり 100H 超～ 150H 以下	1 月当たり 150H 超～ 200H 以下	1 月当たり 200H 超～
216 (100.0%)	25 (11.6%)	48 (22.2%)	57 (26.4%)	67 (31.0%)	13 (6.0%)	6 (2.8%)

3 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち89事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(※)に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

指導事業場数	指導事項(注1)					労使協議組織の活用(注7)
	始業・終業時刻の確認・記録(注2)	自己申告制による場合			管理者の責務(注6)	
自己申告制の説明(注3)		実態調査の実施(注4)	適正な申告の阻害要因の排除(注5)			
89 (100.0%)	46 (51.7%)	10 (11.2%)	60 (67.4%)	3 (3.4%)	- -	- -

(注1) 指導事項は重複あり。

(注2) 労働者の始業・終業時刻の確認・記録をするよう指導。

(注3) 自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して適正に自己申告を行う等について十分説明を行うよう指導

(注4) 自己申告制により把握した労働時間が実態と合致しているか調査の実施をするよう指導。

(注5) 労働時間数の上限を設定する等の適正な申告の阻害要因を排除するよう指導。

(注6) 労働時間の管理者が問題点及び解消等検討を行うよう指導。

(注7) 労使協議組織を活用して、労働時間管理の問題点の解消等の検討を行うよう指導。

(※) 平成29年1月20日以降は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を新たに策定

4 健康障害防止に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち505事業場に対して、医師による面接指導等を実施すること等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

指導事業場数	指導事項(注1)				
	面接指導等の実施(注2)	衛生委員会等における調査審議(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間及び45時間以内への削減(注5)	面接指導等が実施できる仕組みの整備等(注6)
505 (100.0%)	23 (4.6%)	65 (12.9%)	241 (47.7%)	262 (51.9%)	15 (3.0%)

(注1) 指導事項は重複あり。

(注2) 時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることを指導。

(注3) 長時間労働に係る健康障害を防止を図るため対策等について調査審議するよう指導。

(注4) 月45時間以内に削減するよう努めることを指導。

(注5) 月80時間以内に削減するよう努めるとともに、45時間以内とするための具体的方策も併せて検討するよう指導。

(注6) 面接指導を実施する当たり、労働者による申出が適切になされるための仕組み等を指導。